

令和7年度文部科学省委託事業 いじめ対策・不登校支援等推進事業
いじめ・不登校等の未然防止等に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究

福祉に関する教職員向けの研修

第9科目

学校におけるスクールソーシャルワークへの 理解の定着

研修当日の講師氏名

所属・役職等

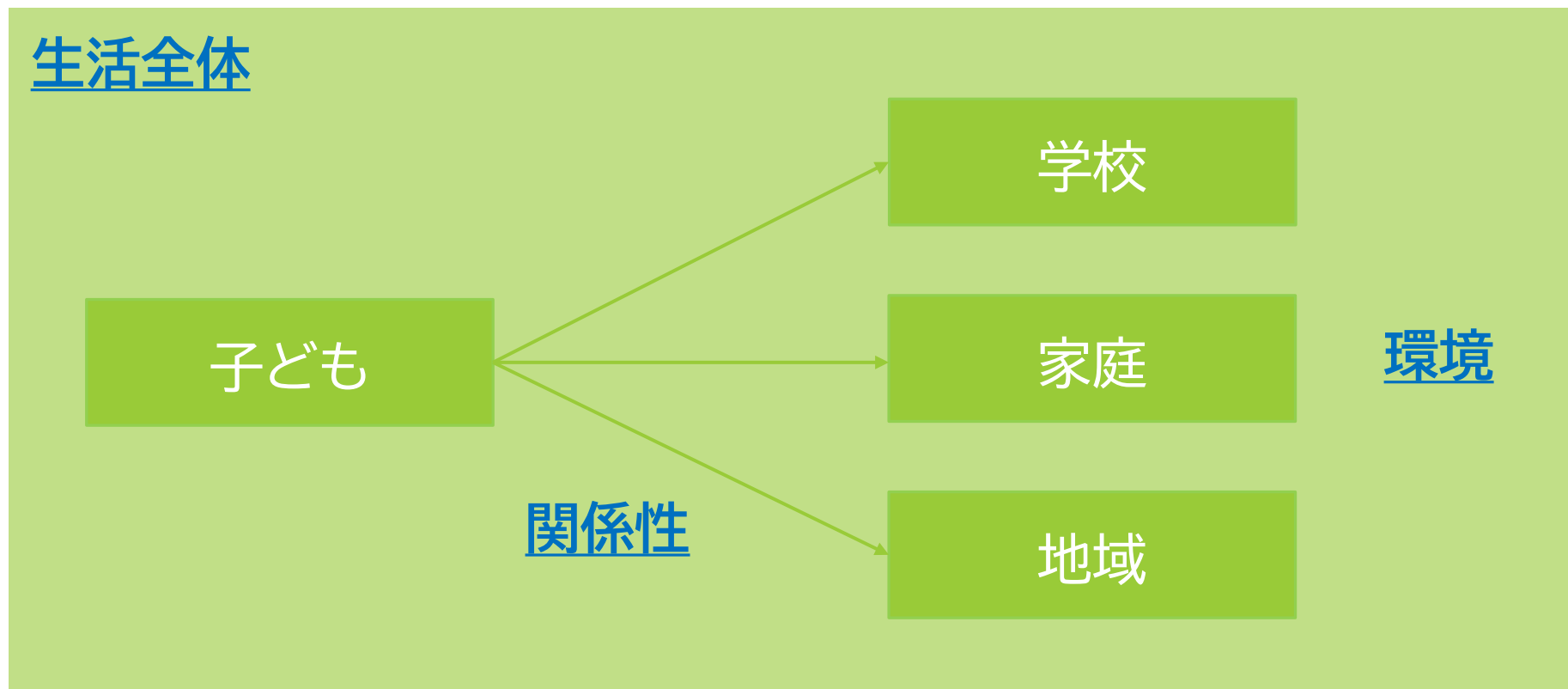
■研修テキスト執筆・講義用資料作成■

厨子健一(奈良教育大学学校教育講座 准教授)

そもそもソーシャルワークの本質とは？①

ソーシャルワークを説明する際、

①環境, ②関係性, ③生活全体をふくめて考える。



「SCは心を, SSWは子どもの環境をみる」という説明でなく、
ソーシャルワークの本質を踏まえたうえでの説明が必要。

そもそもソーシャルワークの本質とは？②

3つのキーワードすべてたいせつであるが、とくに**生活全体**をとらえていく視点は、他専門職とのちがいを見いだせる。

人間の“生”の過程すなわち生活過程の一局面を分析的にとらえるのではなく、総合的にとらえることである。また部分的存在としてではなく全面的存在として、その障害つまり生活障害の克服の過程を社会的視点をもって、とらえるということであろう。

— 一番ヶ瀬(1987)

- 複雑・多様化する学校教育現場の課題は、さまざまな環境要因(学校, 家庭, 地域)が絡み合っていて生じている。
- **子どもの側に立って、子どもの環境すべて(生活全体)を俯瞰する**必要があり、全体像を把握したうえでの支援が重要となる。
- 子どもの内面に課題がある場合においても、環境要因の課題が起こる可能性は高く、生活全体への視点が欠かせない。

スクールソーシャルワーカーの役割を説明する際の留意点とは？①

スクールソーシャルワーカー活用事業の職務内容として、つぎの5点が記されている。

1. 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
2. 関係機関等とのネットワークの構築, 連携・調整
3. 学校内におけるチーム体制の構築, 支援
4. 保護者, 教職員等に対する支援・相談・情報提供
5. 教職員等への研修活動 等

○環境を重視する専門職だからこそ、環境へのアプローチ、関係機関等とのネットワークの構築を行う。

○環境へのアプローチをする際、一個人の環境改善に加えて、**構造を変革していく**のもソーシャルワークである。

- ・学校と関係機関の恒常的な連携・協働
- ・チーム体制の構築

スクールソーシャルワーカーの役割を説明する際の留意点とは？②

活用事業の「3. 学校内におけるチーム体制の構築, 支援」について、教師からの抵抗感も少なくない。

〔教育相談コーディネーターの思考, 動き〕

○SSWがチーム体制の構築のあり方に助言するよりもむしろ、**個別の子どものケースにおけるSSWとの協働**から、教師がチーム支援の必要性を実感していく。

○**生活全体を俯瞰するSSWの専門性**を、校内の教師が協働をとおして知ること、**単一職種での解決はむずかしい**と考える。

○教育相談コーディネーターは、少人数からでもよいので、まずは**教師がSSWとともにケースへの対応を経験**する場を設ける。

※SSWとの協働を経験した教師に、校内研修の機会に、SSWとの協働をとおして考えたこと、チーム支援の重要性を語ってもらうのも効果的といえる。

どのような課題にスクールソーシャルワーカーと協働するか？

教育相談コーディネーターは、校内で心配するケースを
まずはSSWに相談する。

○教育相談コーディネーターとSSWが協働し、SSWが積極的に
介入すべきケースか、そうでないケースなのかの見極めを行う。

○たとえば、子どもの発達の課題としても、環境要因により、事象が
深刻になっていることも多いため、SSWにつなぐ場合もある。



学校以外の生活の場面(家庭など)に葛藤が多く、それが学校での
行動に大きな影響をもたらしている場合、SSWが積極的に介入
すべきである。一方、子どもや保護者がSCとつながっており、背景
要因はあるものの深刻化していない場合、見守る可能性もある。

…協働をとおして、ケースの見極めを実施することが重要。

スクールソーシャルワーカーとの協働の実際とは？①

教育相談コーディネーターは、教師とSSWが協働してこそ、
子どもの課題が前にすすむことを認識する必要がある。

アセスメント
(見立て)

- ・充足されていないニーズの明確化

プランニング
(手立て)

- ・充足されていないニーズに基づき、
手だての検討

モニタリング
(振り返り)

- ・手立ての進捗状況
- ・必要に応じた再アセスメントの実施

※少人数からでも、上記のプロセスを実施するための
方策を考えることが求められる。

スクールソーシャルワーカーとの協働の実際とは？②

充足されていないニーズを探る(アセスメント)ことは、
子どもの真のニーズを探るために、最も重要である。

充足されていないニーズとは・・・

人が生活していくうえで必要とされるもの、物質、事象、関係、サービスなどが欠けている状態を指す。 山辺(2011)

※ソーシャルワークでは、子どもの問題、課題を、充足されていないニーズがあるため、子どもは困っていると考える。

○アセスメントは、単に情報収集するだけのものではなく、
充足されていないニーズを系統的に可視化するために行う。

○「系統的」の例を示すと、SSWは子どもだけでなく環境の
ニーズもとらえるので、「**子ども**」「**家庭**」「**教師・学校**」「**地域**」の
充足されていないニーズを明確にしていく(図表8-3参照)。

ワーク4 個人ワークなし、グループワーク15分程度

○少人数からでも、「アセスメント」「プランニング」「モニタリング」ができるようにしていく。

ケース会議の形にするのは理想的であるが、まずは少人数から始めていくことが重要である。

○教育相談コーディネーターとSSWで、短時間でも教師と協働できるよう、方法や記録のあり方を検討する。

○校内研修の場面などで、SSWと協働した教師に、「**SSWとの協働のなにが良かったか**」を語ってもらう。その際、ソーシャルワークは変化をねらう専門職のため、アセスメントからモニタリングを協働した結果、**子ども、家庭、教師などの変化**をクリアにしてもらう。

・・・上記の前提として、**SSWに頼めば良いというわけではなく、あくまでも教師とSSWは協働するという認識を伝える。学校なので、支援の主体はSSWではなく教師となる。**

教師の資質向上に役立てるために、

アセスメントの方法を理解する研修を企画する(図表8-4)。

<教育相談コーディネーターが教師にもってほしい観点>

- ①子どもの背景に課題の原因が隠されていること
- ②子どもの課題対応では生活全体を俯瞰する必要性
- ③チーム支援の重要性

<教師が福祉の視点をもつことでの変化・効果>

- ①子どもの姿が把握できることから、子ども理解につながる。
- ②教師の子ども・家庭への認識が変化する。
- ③教師の子ども・家庭への対応の安心感が増す。

※上記において、教育相談コーディネーターの異動なども考慮し、具体的に「行ったこと」について、記録化しておく。

後進のためにできること

- ◎SSWとの協働のあり方やソーシャルワークの視点に立って活動する教育相談コーディネーターが、後進のためにできること
 - ①SSWとの協働のあり方の記録
 - ②SSWと協働した事例の蓄積

おわりに

- ◎児童生徒に対する切れ目ないチーム支援を実現するために
 - …研修で得た知識を校内の他教員、職員、心理等専門職などに伝達・説明していく（必要に応じてSSWに相談し、協力を求める）
- ◎長期的な取り組みの観点から
 - SSW実習の受け入れ
 - 教育実習生等、学校教育に携わろうとする学生へのかかわり
 - …児童生徒への福祉的な支援の必要性、そのための学校内外の連携の必要性を伝えていく

ワーク 1~4

ソーシャルワークを説明する際、

①環境, ②関係性, ③生活全体をふくめて考える。

- ①**環境**とは、子どもが生活している学校, 家庭, 地域に加えて, 制度・サービスも含んでいる。
- ②**関係性**とは、子どもと環境とのつながりを意味し, その関係性も1つではなく複数におよぶものである。
- ③**生活全体**とは、一日の生活の流れというよりは, さまざまな環境との関係性すべてを意味している。

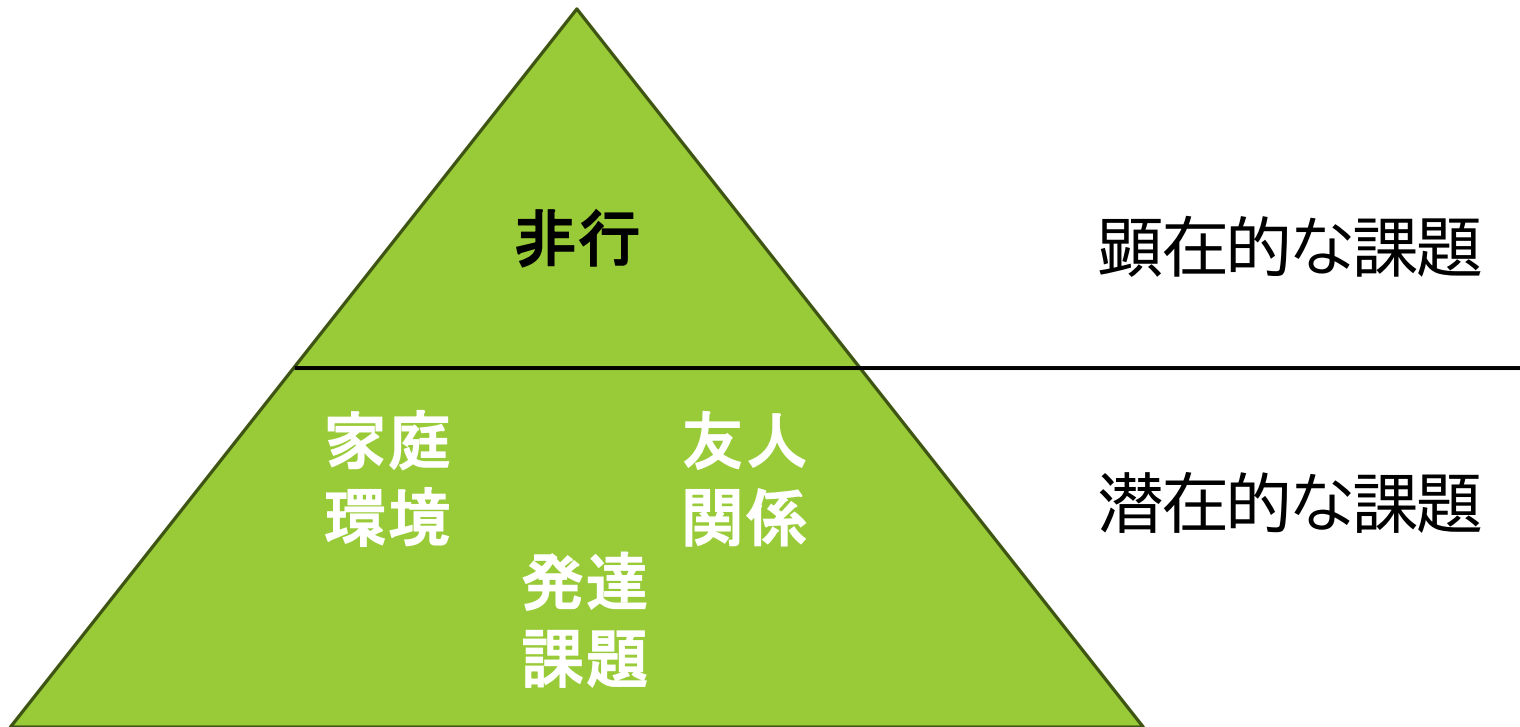


たとえば、不登校事例では、子どもの心に焦点をあてることに加え、子どもを取り巻くさまざまな環境との関係性のなかで、生活全体をみていく必要があり、このことを具体をもって教師に伝える。

#1 児童生徒の教育課題を取り上げ、①環境、②関係性、③生活全体の観点から実態を分析してみましよう。

ワーク2 個人ワーク2分程度, グループワーク5分程度

ケースを見立てると、**顕在的な課題だけでなく、潜在的な課題が存在することを強調する。**



背景を探っていくことのたいせつさ、その先の協働の必然性が伝わるよう、個別のケースや校内研修の場面で伝えていく。

#2 現場で相談される事例を取り上げ、顕在化した問題(課題)の背景にある潜在化した問題(課題)について議論をしてみましょう。

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)

- 子どもの**身体的・精神的・社会的**に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会の実現。
- 社会的な面をみていくには、生活全体を俯瞰するSSWの専門性が必要となってくる。
- 教師がSSWと協働し、子どもの社会面もふまえ子どもの背景をとらえることは、個に応じた教育の実現につながる。
- 子どもの言動が「なぜそうなるのか？」が解消され、教師の安心感にも結びつくものである。
 - …**すべてのこどもを身体的・精神的・社会的にみる必要性から教師がソーシャルワークの視点をもつことが重要となる。**

#3 自校でSSWと協働し、今回の研修で学んだことに取り組みようとするとき、その必要性を理解し協力する同僚と、協働の必要性に懐疑的であったり、消極的な同僚の両方がいると仮定します。

- ➡ **SSWとの協働に懐疑的または消極的になる理由として、どのようなことが考えられますか。**
- ➡ **そのことを踏まえ、SSWとの協働の必要性やメリットをどのように伝えることができますか。** 今回の研修内容をふりかえりながら考えてみましょう。

#4 自校で新たに今回の研修内容を実行していく場合、校内でどのような働きかけ、仕掛けづくりが必要でしょうか。

研修テキスト第9章第2節「(2)スクールソーシャルワーカーとの協働の実際とは？」(P.146～148)を参考に、**教育相談担当者としてSSWとともにできること**を考えてみましょう。